

奈良県ため池条例事件

最大判昭和 38 年 6 月 26 日刑集 17 卷 5 号 521 頁

ため池の保全に関する条例違反被告事件

事件

奈良県には、1 万 3000 近くのため池（かんがい用貯水池）があったが、ため池の破壊・決壊等による災害が、その所有者だけではなく、一般住民や滞在者の生命・財産にまで多大の損傷を及ぼすものであることを考慮され、奈良県では「ため池の保全に関する条例」が制定された。この条例は、何人も「ため池の余水はきの溢流水の流去に障害となる行為」（4 条 1 号）「ため池の堤とうに竹木若しくは農作物を植え、又は建物その他の工作物（ため池の保全上必要な工作物を除く。）を設置する行為」（同条 2 号）「前各号に掲げるものの外、ため池の破損又は決かひの原因となる行為」（同条 3 号）をしてはならないと規定し、「第四条の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する」（9 条）ものとしている。

奈良県磯城郡田原本町大字唐古にある唐古池という名のため池は、登記簿上は、A（松川富雄）及び B（上島武雄）所有名義となっていたが、実質上は、付近地域に住む農家の共有ないし総有であり、その貯水は、付近地域の耕地のかんがい用に用いられていた。昔から付近地域に住む 27 名は、唐古池周囲の堤とうを、竹、果樹、茶などの農作物の栽培に使用していたが、この条例の施行に伴い、Y₁（飯田基太郎）、Y₂（飯田隆徳）及び Y₃（松村政一）以外の住民は、任意に堤とうの使用を中止した。にもかかわらず、条例施行から数年間、Y₁～Y₃は、ため池の堤とう地を耕作して、茶、いも類、大豆、ねぎ、こんにゃく等の農作物を植えていた。そこで、Y₁～Y₃の行為が条例 4 条 2 号に該当するものとして起訴された。

Y₁～Y₃は、唐古池が条例にいう「ため池」には該当しないと主張するとともに、条例をもって私有財産権の内容に規制を加えることは憲法 29 条に違反すると主張したが、第 1 審は、Y₁～Y₃の請求を棄却した（葛城簡判昭和 35 年 10 月 4 日刑集 17 卷 5 号 572 頁）。しかし、控訴審では、条例をもって、ため池周囲の私有地である堤とうに対する私有財産権の内容を制限することは、法律によるべきことを定めた憲法 29 条 2 項に違反し、また、補償なしに財産権を制限することは同条 3 項にも違反するとして、Y₁～Y₃を無罪とした（大阪高判昭和 36 年 7 月 13 日判時 276 号 33 頁）。そこで、検察側が上告した。

判旨

原判決破棄・差戻し

「本条例……は、ため池の堤とうの使用に関し制限を加えているから、ため池の堤とうを使用する財産上の権利を有する者に対しては、その使用を殆んど全面的に禁止することとなり、……財産上の権利に著しい制限を加えるものであるといわなければならない。

しかし、その制限の内容たるや、立法者が科学的根拠に基づき、ため池の破損、決かひを招く原因となるものと判断した、ため池の堤とうに竹木若しくは農作物を植え、または建物その他の工作物……を設置する行為を禁止することであり、そして、このような禁止規定の設けられた所以のものは、……ため池の破損、決かひ等による災害を未然に防止するにあると認められる〔。〕本条例四條二號の禁止規定は、堤とうを使用する財産上の権利を有する者であると否とを問わず、何人に対しても適用される。ただ、ため池の堤とうを使用する財産上の権利を有する者は、……その財産権の行使を殆んど全面的に禁止されることになるが、それは災害を未然に防止するという社会生活上の已むを得ない必要から来ることであつて、ため池の堤とうを使用する財産上の権利を有する者は何人も、公共の福祉のため、当然これを受忍しなければならない責務を負うというべきである。すなわち、ため池の破損、決かひの原因となるため池の堤とうの使用行為は、憲法でも、民法でも適法な財産権の行使として保障されていないものであつて、憲法、民法の保障する財産権の行使の埒外にあるものというべく、従つて、これらの行為を条例をもつて禁止、処罰しても憲法および法律に抵触またはこれを逸脱するものとはいえない。」